

平成29年度

高岡産業文化奨励事業

高岡産業文化奨励事業とは

中小企業の技術開発や製品開発、文化観光振興事業並びに景観に優れた建築、デザインを奨励することにより、本市の産業振興あるいは地域の活性化に寄与することを目的としています。

● 対象事業

- ①新製品の開発に関する事業
- ②素材及び技術開発に関する研究開発事業
- ③アルミの用途拡大に関する研究開発事業
- ④新技術実用化に関する事業
- ⑤文化観光の振興に関する事業
- ⑥産学官連携による共同研究事業
- ⑦景観や環境に配慮した建築、デザインに関する事業
- ⑧その他本事業の目的に資する事業

⑦の事業で、景観や環境に配慮した未来志向の優れたデザインの社屋、店舗、事務所などの建築・デザインに対して奨励することを新たに対象に加える。(申請日から1年前以降の事業及び完成品を対象とする) 高岡市内において建築、デザインされるものに限る。尚、申請物の所有者が申し込むものとする。地域整備、エリア開発等においては開発業者が申し込むものとする。

注)すでに本事業の奨励を受けた事業は対象とはなりません。

● 対象者

高岡市内の中小企業者、および中小企業者を核とする団体または高岡商工会議所の会員事業所

注) 中小企業基本法に基づき、大企業は本事業の対象となりません。
また、大企業からの出資比率により中小企業と見なされない場合もあります。

● 申請手続

所定の申請書を高岡商工会議所に提出。申請書は高岡商工会議所のホームページから取得できます。

注) 提出された書類は返却いたしません。

平成30年3月15日までに実績報告書を提出してください。

申請期間

平成29年

6月1日(木)~7月7日(金)

● 審査・選考

審査会では「新規性」「収益性」「地域貢献度」「取組姿勢」等を審査します。

選考理由や途中経過に関する問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

● 奨励額

50万円(奨励額は事業費を超えないものとする)
5件程度を奨励するものとする。

● 奨励特典

- 奨励事業者には、販路開拓のための展示会や即売会への出展をお願いすることがあります。PRの機会になりますので是非ご活用下さい。
- 新技術・新商品・新サービスの研究・開発等新しい取組みをする方については、高岡市制度融資「ものづくり支援資金」の対象となる場合があります。(過去2年以内に奨励金の交付を受けている事業)
- 奨励を受け商品化された商品は高岡市の機関等で活用しながら商品PRを行う「高岡市チャレンジ新商品」の認定対象となります。
- 申請者は、販路開拓における個別相談会に参加できます。

奨励事業は、当所の会報や記者発表にて公開されます。

申込み内容に関する知的財産の保護や特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど自己責任で対応して下さい。

申請先・問合せ

高岡商工会議所 中小企業相談所

〒933-8567 高岡市丸の内1-40 TEL.0766-23-5000 FAX.0766-22-6792
E-mail: takaoka@ccis-toyama.or.jp

FAXしてください

高岡産業文化奨励事業 お問い合わせFAX用紙

高岡商工会議所 中小企業相談所 行

FAX.0766-22-6792

※お問い合わせは、下記の必要事項にご記入の上、FAXで送信ください。折返しこちらから、ご連絡させていただきます。

会社名		担当者	
所在地	〒		
TEL		FAX	

※ご記入頂いた情報は、本事業のために利用させていただきますが、その他の目的で利用することは一切いたしません。